

各地方農政局農村振興部土地改良管理課長 } 殿
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課長 }
北海道農政部農村振興局農業施設管理課長 }

農村振興局整備部土地改良企画課
課長補佐（土地改良事業指導班担当）

都道府県営土地改良事業における同意省略等の留意事項について

地方分権改革に係る「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が別紙1のとおり平成27年12月22日に閣議決定され、この中で「土地改良法に基づく土地改良事業において、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続の省略等が可能な施設更新事業（85条の3第2項及び3項並びに87条の2第4項）については、当該変更に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすること、関係土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものであることの要件に適合する旨を判断するための留意点を、地方公共団体に平成27年度中に通知する。」こととされたところである。

施設更新事業に係る実施手続きについては、別紙2に掲げる関係通知で既に通知されているところであるが、当該要件を判断するに当たって、特に留意すべき事項は、下記のとおりであるので、貴職におかれてはその内容について御了知されるとともに、関係都府県にもその旨周知願いたい。

記

- 1 施設更新事業のうち、当該変更に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることとは、当該施設更新事業がいわば管理事業と同質の性格を有することを担保するものであり、具体的には、当該施設が老朽化や地盤沈下等の要因により本来の機能が低下したり、又は低下することが見込まれる場合において、その本来の機能を回復し、又は維持するために行うことをいう。

この場合、施設の本来の機能とはその種類、受益の態様等により様々なものとなるが、水路にあっては通水量、ため池にあっては貯水量、揚水機場にあっては揚水量等による施設の能力を指標として判断することが適切である。

- 2 1の「施設の本来の機能」については、農地転用等により既に相当規模の地区除外が行われ、土地改良施設により受益する面積が減少している場合にあつては、更新後の土地改良施設の機能を現在必要とされている受益の程度において見直すことは差し支えない。ただし、この場合の施設の機能の変更は、これによって管理事業計画の重要な部分につき変更を要することとならない範囲内のものであることが必要である。

なお、管理事業計画の重要な部分とは、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第48条第3項、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第38条の2第1項第2号及び第3号並びに「土地改良法施行規則第38条の2等の農林水産大臣が定める主要工事計画等」（平成18年9月25日農林水産省告示第1272号）第2号で定める事項である。

- 3 上記の留意事項を踏まえ、法第85条の3第2項等に基づき同意省略による申請の可否は、当該施設更新事業の実施主体、土地改良区の指導監督を行う都道府県において適切に判断すること。